装プ武第９２号
２７．１０．１
一部改正　装プ宇第１１７５２号
令和５年７月１日

防衛省本省大臣官房長
防衛省本省各局長
防衛大学校長
防衛医科大学校長
各幕僚長　殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

防衛装備庁長官
（公印省略）

電子計算機システムの導入手続き等について（通知）

「電子計算機システムの整備について（通達）」（防装通第３８４７号。６．６．２９。以下「通達」という。）に基づき、この通達の運用に関し必要な細部事項等について、下記のとおり定めたので通知する。

記

１　システムの標準化、他の電子計算機システムとの連接性等の確保について

機関等において、電子計算機システムの整備を行うに当たっては、システムの標準化、他の電子計算機システムとの連接性及びデータベースの共用性の確保に配意するほか、基本検討（適用対象業務の業務分析その他の電子計算機システム整備のための調査研究をいう。以下同じ。）、システム設計（導入に係る電子計算機システムの具体的機能及び性能を特定し、ソフトウェア及びハードウェアの構成等を取りまとめることをいう。以下同じ。）、ソフトウェア及びハードウェアの調達に際しては、近年のマルチベンダ（異機種間接続）環境にも配意し、調達する電子計算機システムのコスト・ダウンに努めるものとする。

また、その際、基本検討とシステム設計とは、それぞれ別個のものとしてとらえ、それぞれに係る契約については、原則として相互に独立したものとし

て考慮するよう努めるものとする。

2　電子計算機システムの構想を策定する段階で行う防衛大臣への概要報告について

この報告は、電子計算機システムの導入に当たり、その構想を取りまとめるための基本検討を取りまとめた段階又は基本検討に係る予算の概算要求の前までのいずれかの時点において行うものとする。

なお、「防衛諸計画の作成等に関する訓令」に基づき作成される概算要求の基礎となる年度業務計画の基本計画案に盛り込まれる電子計算機システム及び「事務用電子計算機システムによる事務の機械化について（通達）」（防官総第1489 号。５５．３．２８）に基づく資料を提出した電子計算機システムは、それぞれ提出した資料等をもってこの報告に代えることができる。

3　電子計算機システムの仕様について、外部有識者に評価を依頼する場合の手続について

通達第３項第１号に基づき各機関等が電子計算機システムの仕様について同号に規定する外部有識者に対し競争性、公平性等に関する評価を依頼しようとするときは、次に掲げる書類を防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）付を経由して行うものとする。この場合において、これらの書類に特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第３条第１項の規定に基づき特定秘密として指定された事項が含まれているとき又はこれらの書類が秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）第１６条第１項の規定に基づき秘として指定されているときは、適切な保全措置を講ずるものとする。

（１）仕様書の案
（２）前号に掲げる書類を作成するにあたり、企業からの提案を参考とした場合は、当該提案に関する資料
（３）予算執行計画
（４）調達基本計画
（５）その他防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）が必要と認める資料

4　外部有識者からの評価結果等の承認申請書への添付について

各機関等が通達第３項に規定する防衛大臣の承認を得ようとする場合は、申請書に外部有識者からの評価及び仕様への反映内容等資料（別記様式）を添付するものとする。

5　電子計算機システム標準化委員会について

電子計算機システム標準化委員会（以下「本委員会」という。）の構成等については、次に掲げるところによるものとする。

（１）　本委員会は、防衛省における電子計算機システムの標準化を図るため、標準化のあり方等について検討を行うものとする。

（２）　本委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。

整備計画局サイバー整備課長
統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課長
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長
陸上幕僚監部装備計画部通信電子課長
海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長
海上幕僚監部装備計画部装備需品課長
航空幕僚監部防衛部事業計画第２課長
航空幕僚監部装備部装備課長
情報本部計画部担当課長
情報本部電波部担当課長
防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官
防衛装備庁技術戦略部技術振興官
その他委員長が必要と認める者

（３）　委員長は、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）をもって充て、本委員会を主宰する。

（４）　副委員長は、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）付補佐をもって充て、委員長を補佐する。

（５）　本委員会は、必要がある場合には、作業部会を置くことができる

（６）　本委員会の庶務は、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）付が処理するものとする。

（７）　その他本委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。